

水質分析共通仕様書（案）

第1条 適用範囲

- 1 この共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、沖縄県土木建築部の実施する水質分析の一般的仕様書を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないもの等については、特記仕様書によるものとする。
- 2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 水質分析の実施

水質分析は、水質汚濁に係る環境基準に定められた分析方法及び排水基準を定める総理府令に定める方法、JISK0102 工場排水試験方法、JISK0101 工業用水試験方法、上水試験方法等指定した分析方法により行うものとする。

第3条 用語の定義

監督職員、指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- 2 指示とは、発注者側の発議により、監督職員が請負者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 疑義

請負者は、水質分析実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けなければならない。

第5条 分析計画

- 1 請負者はあらかじめ分析計画をたて、監督職員に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

第6条 検査

請負者は、既済部分検査および完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

第7条 分析管理

- 1 請負者は、分析実施にあたり関連法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- 2 請負者は、水質分析操作中、安全に留意しなければならない。

第8条 主任技術者

主任技術者は、計量法第160条により登録された環境計量士でなければならない。

第9条 提出書類

請負者は、別に定める様式により契約後、関係書類を監督職員を経て遅滞なく提出しなければならない。

第10条 成果品

- 1 成果品は、特記仕様書によるものを提出するものとする。
- 2 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

第11条 その他

請負者は、水質分析の実施において異常値の検出等が発生した場合は、その都度遅滞なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなければならない。